

2 裁判所の職員

裁判所には、裁判官をはじめ裁判所書記官、裁判所速記官、家庭裁判所調査官、裁判所事務官、執行官などの裁判所職員がいます。また、弁護士の中から任命され調停手続を主宰する調停官のほか、調停委員、司法委員、参与員など一般国民から選ばれた人々が司法手続に参加しています。

- 1 裁判官
裁判所の管轄に属する各種の事件について、裁判に必要な手続及びこれに付随する手続を行う。裁判官には、最高裁判所長官、最高裁判所判事、高等裁判所長官、判事、判事補、簡易裁判所判事がある。
- 2 裁判所書記官
事件記録その他の書類の作成・保管事務、その他法律において定める事務、裁判官の行う法令・判例の調査の補助事務及びその他手続の適正確保、進行促進、裁判官の判断補助等を目的とした事務を行う。
- 3 裁判所速記官
裁判所の事件に関する速記及びこれに関する事務を行う。
- 4 家庭裁判所調査官
家事事件、人事訴訟事件、少年事件等において必要な調査及び調整を行う。
- 5 裁判所事務官
司法行政に関する各種の事務のほか、裁判に関する補助事務を行う。
- 6 執行官
民事裁判の執行に関する事務、競売不動産の現況調査等の事務のほか、裁判所の文書を送達する事務を行う。
- 7 調停官
各種の調停事件について、裁判官と同等の権限で、調停手続を主宰する。調停官には、民事調停官と家事調停官がある。
- 8 調停委員
各種の調停事件について、裁判官（又は調停官）とともに調停委員会を組織し、紛争解決のあっせんにあたる。調停委員には、民事調停委員と家事調停委員がある。
- 9 司法委員
簡易裁判所の民事事件について、和解手続を補助するほか、審理に立ち会って意見を述べる。
- 10 参与員
家庭裁判所の家事審判又は人事訴訟の審理に立ち会うなどして意見を述べる。
- 11 鑑定委員
借地に関する非訟事件について、鑑定委員会を組織し、裁判官の求めに応じて意見を述べる。
- 12 専門委員
民事事件等の争点整理、証拠調べ、和解等の手続に関与し、専門的な知見に基づく説明を行う（非訟事件については意見を述べる。）。
- 13 精神保健審判員
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の処遇事件に関し、裁判官とともに、対象者の処遇の要否及びその内容を判断する。
- 14 精神保健参与員
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の処遇事件に関与し、対象者の処遇の要否及びその内容について意見を述べる。
- 15 労働審判員
地方裁判所の労働審判事件について、裁判官とともに労働審判委員会を組織して手続を行う。
- 16 裁判員・補充裁判員
裁判員裁判対象事件について、裁判官とともに、法廷での審理に立ち会い、評議で意見を述べ、判決の宣告に立ち会う（補充裁判員は、法廷での審理に立ち会い、評議を傍聴することができ、裁判の途中で裁判員の人数に不足が生じた場合に、裁判員に選任される。）。

§ 1 裁判所職員（執行官を除く。）の定員（令和8年度）

官 職 名 等		定 員 (人)
裁 判 官	最高裁判所長官・最高裁判所判事・高等裁判所長官	23
	判 事	2,155
	判 事 補	842
	簡 易 裁 判 所 判 事	806
	計	3,826
裁 判 官 の 職 員 以 外	書 記 官	9,878
	速 記 官	180
	家 庭 裁 判 所 調 査 官	1,613
	事 務 官	9,317
	そ の 他	552
	計	21,540
合 計		25,366

（参考）女性裁判官数は、873人である（令7.12.1現在）。

（根拠法令）○裁判所法（昭和22年法律第59号）

○裁判所職員定員法（昭和26年法律第53号）

§ 2 執行官の数（令和 8. 4. 1 現在）

全国員数	241
------	-----

§ 3 調停官の数（令和 7. 12. 1 現在）

区 分	員 数
民 事 調 停 官	45
家 事 調 停 官	89
計	134

§ 4 民事調停委員及び家事調停委員の数（令和 8. 4. 1 現在）

(1) 員 数

区 分	員 数
民 事 調 停 委 員	7,770
家 事 調 停 委 員	11,742
計	19,512

（注）合計19,512人のうち2,976人は、民事調停委員及び家事調停委員に併任されている。

(2) 年齢別員数

区分 年齢別	民 事 調 停 委 員		家 事 調 停 委 員	
	員 数	%	員 数	%
70歳以上	680	8.8	1,260	10.7
60歳代	4,160	53.5	6,373	54.3
50歳代	2,139	27.5	2,846	24.2
40歳代	781	10.1	1,247	10.6
40歳未満	10	0.1	16	0.1
計	7,770	-	11,742	-

（注）上記は、任命時の年齢による。なお、年齢別の割合については四捨五入しているため、その合計が100%とならない場合がある。

(3) 職業別員数

区分 職業別	民 事 調 停 委 員		家 事 調 停 委 員	
	員 数	%	員 数	%
弁護士	1,454	18.7	1,731	14.7
医師	153	2.0	34	0.3
大学教授等	80	1.0	172	1.5
公務員	154	2.0	317	2.7
会社・団体の役員・理事	553	7.1	864	7.4
会社員・団体の職員	454	5.8	748	6.4
農林水産業	60	0.8	84	0.7
商業・製造業	47	0.6	70	0.6
宗教家	78	1.0	169	1.4
公認会計士・税理士・不動産鑑定士・ 土地家屋調査士 等	3,075	39.6	2,770	23.6
その他	433	5.6	1,301	11.1
無職	1,229	15.8	3,482	29.7
計	7,770	-	11,742	-

（注）職業別の割合については四捨五入しているため、その合計が100%とならない場合がある。

§ 5 司法委員及び参与員の数（令和 8. 2. 1 現在）

区 分	員 数
司 法 委 員	4,229
参 与 員	3,749

§ 6 鑑定委員の数（令和 8. 2. 1 現在）

区 分	員 数
借地借家法に基づく鑑定委員	1,244
大規模な災害の被災地における 借地借家に関する特別措置法等 に 基 づ く 鑑 定 委 員	1,240

（注）借地借家法に基づく鑑定委員のうち1,240人は、大規模な災害の被災地における 借地借家に関する特別措置法等
に基づく鑑定委員を兼ねている。

§ 7 専門委員の数（令和 8. 4. 1 現在）

分 野 別	員 数
医 事 関 係	745
建 築 関 係	482
知的財産権関係	249
そ の 他	319
計	1,795

§ 8 労働審判員の数（令和 8. 4. 1 現在）

全国員数	1,499
------	-------

§ 9 選任された裁判員及び補充裁判員の数（令和 7 年）

区 分	員 数
裁 判 員	4,691
補 充 裁 判 員	1,590

（注 1）令和 7 年 1 月 1 日から同年 1 2 月 3 1 日までに終局した裁判員裁判において選任された数である。

（注 2）補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

（注 3）実人員であり、概数である。